

Title	律令政治と弾正台：奈良朝を中心として
Sub Title	The political function of Danjōdai in the Nara Era
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.5 (1988. 5) ,p.395- 416
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部政治学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880528-0395

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

律令政治と彈正台

——奈良朝を中心として——

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、御史台の構成と機能
- 三、彈正台の機能
- 四、彈正台の構成
- 五、結び

一、はじめに

これまで、彈正台については、唐御史台を母型とし、風俗の肅正と官人の不正糾弾を担う中央警察機構であるとする理解が定着してきた。これに対し、武光誠氏は彈正台の發展過程及び奈良、平安朝におけるその実態を検討し、彈正台が実際には早くに糾弾機能を喪失し、礼教機能を専ら担ったとのあらたな見解を発表された⁽¹⁾。そして、それは古

代日本の天皇が中国の皇帝に比して、官僚に対する統制力を欠いていたことを示すものであると評価された。

本稿は、こうした武光氏の先駆的業績に示唆を得て、唐御史台との構成及び機能上の比較、並びに今集解諸説の検討と台官人の補任の分析を通じて、さらに当代律令政治における彈正台の機能を究明しようとするものである。

(1) 武光説「彈正台と中国の御史制度」、『日本歴史』第三五八号。

二、御史台の構成と機能

彈正台の母型たる御史台については、例えば桜井芳朗氏がその形成過程について、また築山治三郎氏がその組織と職掌について、さらに武光氏が彈正台との相違について論じられているという具合に、すでに先学による十分な研究の蓄積がある。

そこで、本稿では、武光氏同様日唐兩制比較の視点より、とりわけ重要な三つの問題点——御史台の司法権、礼教機能、大夫御史関係——に限りて若干の考察を加え、彈正台を理解する上での前提としたい。

大唐六典卷十三、侍御史は、「其職六有」として、「奏彈」、「三司」、「西推」、「東推」、「贓贖」と並んで、「理匭」を挙げている。

六典にはまた、

御史大夫之職掌邦国刑憲典章之政令以肅正朝列中丞為之忒凡天下之人有称冤而無告者与三司詰之⁽⁴⁾

とみえるから、冤罪の訴えを匭の設置によって聞き、再審に付したものと考えられる。これは、単独の裁判権行使というよりも、本来の裁判機関たる刑部、大理寺の裁判監視の機能とみるべきであろう。

御史大夫は杜淹にみられる如く、比較的早くより宰相として国政の枢機に参画し、実質的な台の実権は御史中丞に

移行していたと考えられる。この中丞は従って、儀式の指導、官僚の綱紀肅正を掌ったといえ、その権限は新唐書百官志にみえる重罪事件の裁判にまで及んだ。

前掲六典中の冤罪を追及する「三司」は、「御史中丞、中書、門下」に相当し、⁽⁵⁾ 通典はこれを御史、給事中、中書舍人とし、大獄の場合、さらに刑部、大理寺、御史台が三司として推断したとする。すなわち、御史台は冤滞についての訴追機関として裁判にかかわり、大獄について皇帝による官吏監視の代理機関として関与したと考えられる。義解に「是糾彈之職。非科断之官」とされた彈正台とは異なり、監察的色彩が強いとはいえ、御史台が強力な裁判権を保持したことは注目に値しよう。

つぎに、御史台の礼教機能を想わせるのは、大夫の「肅正朝列」、「凡国有大社則乘輦車以為之導」(六典)や、殿中侍御史の「内供奉三員、初掌駕出於鹵簿、内糾察非違」(通典)といった職掌である。武光氏は、とくに殿中侍御史の職掌は鹵簿、すなわち朝列内部の不法を取り締まることに始まったとした上で、「唐の御史台は礼による教化と言う職務をもたないもっぱら官僚の不正の監視だけを掌るものであった」⁽⁶⁾とされている。確かに六典も殿中侍御史の沿革として、「魏氏御史二人居殿中察非法」⁽⁷⁾と述べている。

しかし、そもそも「礼」とは儀礼、ひいては人の守るべき秩序の意で、人のふみ行うべき「のり(法)」に通ずべきものである。また通典は、「御史之名、周官有之、蓋掌贊書而授法令非今任也、戦国時亦有御史秦趙澠池之会各命書、其事汝淳于髡謂齊主曰、御史在前則皆記事之職也」⁽⁸⁾と記し、御史が本来天子近侍の書記に発し、先学の中にもここから朝儀祭祀時の取締官たる性格への発展を読みとる見解もある。築山氏も、百官志に依拠しつつ、官人社会における朝列班序の重要性を指摘されているように、⁽⁹⁾ここに官吏秩序の維持、すなわち綱紀肅正を目的とした御史台の礼教機能を認めることができよう。

元来警察機能には、司法的側面と行政的(予防的)側面が存在するが、この場合、御史台の礼教機能は後者にあたる

と言えよう。

最後に、御史大夫と御史との関係について考察を加えるにあたっては、まず従来の諸説が、六典、通典、旧唐書、新唐書等に依拠しながら、三院の下にある侍御史、殿中侍御史および監察御史を各々、官僚の不正摘発、儀式中の非違糾察、地方巡察といった職掌分担の面より区別し、並列的に位置づけている点に再考の余地があると考えられる。例えば、このうち監察御史の職掌を左に掲げ、検討を加えてみよう。

六典は、

分察百僚巡按郡県、糾視刑獄、肅正朝儀⁽¹⁰⁾

とし、旧唐書は、

掌分察巡按郡県、屯田鑄錢、嶺南選補、知太府司農出納、(中略)尚書省有會議、亦監其過謬、凡百官宴會習射亦如之⁽¹¹⁾

とする。

つまり監察御史の職権は、「巡察郡県」にその独自性を認めるにしても、内外百僚の監察から朝儀の肅正までの広きにわたっている。これは侍御史並びに殿中侍御史の職掌と明らかに重なるものとなっている。この関係は果たして如何に理解すべきであろうか。

そこで、監察御史による官吏糾弾例を旧唐書や唐会要から拾ってみよう。旧唐書卷一八六上には御史中丞来俊臣が監察御史紀履忠から彈奏された事例がみえる。周知の如く、来俊臣は、周興、万国俊、侯思止らと並び称される唐代の酷吏で、則天武后の目にとまり御史に登用された後、強引な取調べでならした。しかし、同書に「俊臣累坐職、為衛史紀履忠所告下獄」とされる事例からみると、御史大夫や御史中丞は、本来御史の上官たる位置を職掌上占めるが、その不正の摘発は下官の監察御史の任務であったと推定される。前述のように、監察御史の職掌が広範なものであることはこのことと密接な関係があるろう。

確かに六典には、

凡中外百僚之事、（12） 應彈劾者、御史言於大夫、大事方輻奏彈、小事則署名而已。

とあり、右の事例はこの規定に抵触するが、身内の浄化のため、また皇帝の耳目たる御史本来の任務に鑑み、慣例として認められたのであろう。しかし、そうした認識は台中にあっても必ずしも一般化されてはいなかった。

先学により夙に引かれる長安四年の宰相蘇味道（13）の職汚弾劾をめぐる大夫李承嘉と御史肅至忠の論争（故事台中無長官、御史人君耳目耳、比肩事主、得各彈事不相閑白）なる至忠の言はこのことを端的に示している。すなわち、御史は本来大夫、中丞の監督下にあるが、弾劾につき報告するか否かには一定の裁量が存したと言うべきであろう。

既にみたように、大夫、中丞は宰相兼務者ないしは宰相候補者であり、台の実務に實質的に携わるものでなく、専門官たる御史層との間に隔絶が存在したとも考えられる。監察御史の職掌にみられる如く、その権限が広大であるのは、相対的に大夫、中丞の権限を實際上抑止する効果をもったものと思考されるのである。

以上より、御史台は一般に「非科断之官」とされた彈正台とは異なり、強力なる司法権を有したと言わねばならない。しかるに、その司法機関としての性格は、あくまで訴追機関ないしは裁判監視機関たる色彩が濃厚であった。また同時に、監察御史の広範な権能に端的にみられる如く、台それ自体が十分な自浄能力を保障され、わが彈正台にくらべ明らかに高度の目的遂行能力を有していたことは疑いない。他方、御史台には副次的機能として礼教機能が確認されるが、これが日本に継受された際に拡張されたかについては後に詳述することとしたい。

(1) 桜井芳郎「御史制度の形成」(上)(下)、『東洋学報』二三卷二・三三〇。

(2) 築山治三郎「唐代における御史と酷吏」(同)『唐代政治制度の研究』。

(3) 武光前掲論文、四三頁―四五頁。

(4) 大唐六典卷十三。

(5) 通典卷二四。

- (6) 武光前掲論文、四九頁。
- (7) 大唐六典卷十三。
- (8) 通典卷二四。
- (9) 築山前掲書、二五五頁。
- (10) 大唐六典卷十三。
- (11) 旧唐書卷四四。
- (12) 大唐六典卷十三。
- (13) 唐会要卷六一。

三、彈正台の機能

彈正台が實際上如何なる機能を果たしたかと言えは、それは奈良、平安朝を通じてきわめて流動的であつたとしなればならない。それは、唐御史台を範として継受された大宝職員令所定の職掌が、台をして事実上政治的に過度の重要性を帯びる可能性を否定しがたかつたからに他ならない。

大宝令制が、先学の指摘にかかる如く、皇位の不安定と貴族層の発言力の増大による天皇権力の後退といふ情勢の中に生まれたとすれば、天皇権力を担保すべく期待される彈正台の位置づけは、政治的にきわめて微妙であつたと言わざるをえない。

一方、奈良朝初期の政治情勢を背景に編纂された養老律令は、さらに貴族層の利益を反映したものであり、石尾芳久氏の示唆される「官憲的法令の蒐集」⁽³⁾とは単純に規定しえない政治的性格を多分に併せもつていた。左に掲げる彈正台の奏彈権にかかわる法改正はその顯著な例と言えよう。

養老公式令奏彈式条は、彈正台が内外の非違を摘発し、これを天皇に上奏する一連の書式を挙示した上で、該書式

の適用範囲について次の如く規定する。

右親王及五位以上。太政大臣不在此限。有犯応順糾劾。而未審実者。並扱状勘問。不須推拷。委知事由事大者奏彈。訖留台爲案。非応奏。及六位以下。並糾移所司推判。

このうち、「親王及五位以上。」の注釈として、古記は義解同様上限を「一位以下」とし、下限を「及庶人」としてゐる。そしてさらに、古記はその一例として「庶人打己父母之類」を挙げている。このことから、大宝令は台の奏彈權をきわめて広範に設定していたと考えられる。それでは、養老令がこれを「五位以上」とし、彈奏の対象を大夫層に限定した立法意思は奈辺に あつたのであろうか。

周知の如く、当該条によれば、台の彈奏權は行政諸官司が看過した犯罪、及び行政諸官司の断決に疑義ある場合にのみ限定的に行使される⁽⁴⁾。そしてその勘問についても、集解跡説が「合勘問之法。將有別式。但勘問不得明状者停耳。」とするように、彈正式が詳細に規定する被疑者の身分的制約⁽⁵⁾と罪状追及の不徹底さは否めなかつた。同時に、立法上の失錯として夙に知られる「不須推拷」の点について、左の如く集解諸説の多くは、当代彈正台は「非科断之官」なるが故に拷問すべきでないとの認識で一致していた。

跡云。問。彈正得拷掠否。答。不拷。何故者。巡察當時。有犯罪罪人者。依此法令糾。自余他被告者。不合受糾。然則事発所司而可拷掠耳。但所司被仰人者。依下条台受拷。朱云。依彼条。可拷掠欺不。同云。下条亦不可拷掠他。凡彈正專不可用拷法者何。また「委知事由事大者奏断」といっても、凡そ職事で解官、散位で官当、無品親王で徒罪以上であり、それも「不得推拷。何知事由。移可推拷之官知実」(古記)とあつては、台に期待しうる事情聴取能力には自ずと限界があつたとしなければならぬであろう。つまるところ、跡説が「巡察當時。有犯罪罪人者。依此法令糾。自余他被告者。不合受糾。然則事発所司而可拷掠耳」とする如く、所詮台に期待される奏断權とは、巡察中に発見されたごく限られた貴顯の重大犯罪の摘発にとどまり、対象が如何に大夫層たると言えども、奏彈が實際上希有であつたのも蓋し当然と言わ

ねばならない。⁽⁷⁾

一方、六位以下については、「先糾彈成案。然後糾移庶断之司。」(一云)との説が一般的であるが、杖罪以下については彈正台に断決権を認めようとする学説もある。

跡云。糾移所司。謂在台事発者。杖以下台合決。在 he 司事発者。雖杖以下。而合送刑部……(中略)……朱云。非庶奏。及六位以下。並糾(送)移所司推判者。未知。直注頭犯状之虚実送。為当。定罪名了送。又推判之志何。答。直頭注犯状虚実可送也。罪名不断也。刑部可断罪者。但事大者奏彈者。雖不断罪。預知奏彈耳者。凡彈正糾在者。不在被人訴告也。巡察時見。并伝聞耳。台事発者。杖以下台決。

従つて、旧來彈正台については、「凡彈正是糾彈之職。非科断之官」なる義解の説にたつて、裁判権を有しないとの見解が有力であつたが、直ちにそう結論づけることには疑問があらう。

この点は、公式令陳意見条集解においてさらに明白である。同条は意見封事のうち「若告言官人憲政。及有抑屈者。彈正受推。」とする。その際、「不当理者彈之」について義解は「所告言無理。及事不実者。並皆彈正准状推決。但徒以上者。可送刑部。」とし、釈説、穴説も同様の説を立て、また跡説、朱説、額説も「在台事発」の場合のみとしながらも、台の杖罪以下に関する断決権を認めている。

ところで、同条は元來奏彈式条と並び、彈正台の糾彈機能のもう一つの柱を構成する規定であり、少納言が開看することなく奏聞すべき意見封事の例外をなし、一般に上表中に「告言有害政抑屈」の場合は衛禁律私度関条に従い、随近所司を経て太政官に申訴し、さらには彈正台に付することになつていたとみられる。⁽⁸⁾ この点に関する集解諸説の摘要を左に掲げよう。

釈云。(中略)若告言官人害政。及有抑屈者奏聞。自外依常法者。今案文。陳意見中。可為有訴訟身事。又上表訴中。可有害政及抑屈。故檢衛禁律。官人害政抑屈。須申於官然後条。為有越関事申一官。此雖申官。而官受即付彈正令推耳。(中略)古記云。抑屈者。被断也。害政者。非法聚斂也。今行事。弁受推之。跡云。官人害政抑屈。謂当封上之日。問其状申云。有害政抑屈者。

不奏而遣台令申耳。或説云。告言以下。非意見之事。為難。関外人被枉断官司者。近関国司申官。官則下彈正台令推問也。(中略) 釈一云。又此問答一云。並同也。但違古説及び貞説何。彈正受推者。凡先官受取。三審了後付彈正耳。

このうち、古記が「今行事。弁受推之」とする点について、武光氏は「天平期には彈正台の不正摘発の権限のほぼ半分が弁官に移った⁽⁹⁾」と評価されている。確かに、釈一説が「但違古説及び貞説何。」としつつ、三審後の彈正台送付を暗に拷法なき形式的取調べと解しているように、当該条の規定する台の機能は早くに失われ、実態は諸説が示唆する如く、依然「不預上表害政抑屈。尚彈正受推」にとどまったものと考えられる。統紀天平神護二年五月戊午条にみえる大納言吉備真備の奏議「樹二柱於中壬生門西。其一題曰。凡被官司抑屈者。宜至有此下申訴。其一日。百姓有冤枉者。宜至此下申訴。並令彈正台受其訴状」は、さらにこのことを裏付けていよう⁽¹⁰⁾。

彈正台の糾彈機能を、前章にみた御史台と比較する上から、さらに官僚制の監察、及び台の自浄能力の視点より検討を加えることにしよう。

周知の如く、彈正台は太政大臣を彈奏しえず、左右大臣については相互に彈奏しあう関係にある。この点について職員令太政官条集解は左の如き理解を示している。

六問。彈正糾不当者。兼得彈者。糾不当兼得彈也。仮令可彈之事曾不彈如何。讀答。文云。糾不当者。兼得彈者。然則糾事之中不当也。可彈之事曾不彈者。兼不可彈。何者。義解云。不得為職掌故也。或云。大臣彈正各相彈。公式令。奏・彈正不得彈太政大臣今所疑者。太政大臣若有非者。誰人可彈其犯。答。太政大臣智周万物。徳合二儀。進退周旋越礼法儀哉。然則於其身不可有非違。但犯公坐被連坐者。則非身犯。是依傍官犯罪被坐耳。

すなわち、彈正台は勿論、糾彈に不当あれば左右大臣より彈奏を受けるが、本来糾彈すべき事案を看過したとしても彈ぜられることはないことになる。一方、太政大臣が公坐を除き糾彈されざる根拠については、その智徳高き故としている。諸説に従うとき、台と官僚組織の間に唐にみえた緊張関係を見出すことはできないのである。

さらに、上記の点に関する『政事要略』所載の大判事讃岐永直に対する諮問からも同様の結論が導き出されている。⁽¹¹⁾
 答。職員令云。（中略）案。大臣有非違者。弼以上官在台座。而遣忠若巡察於堂上令彈必無弼已上者。不可彈焉。即彈正有非者。大臣召台司可糾。不可伝違別人為彈。何者。大臣位高任重。不宜徵召。是故遣忠等彈之。其彈正者品祿稍下。無妨追喚。所以大臣自糾正。令式設文。一端如之。

すなわち、左右大臣とは相互に監察を加えるといっても、実質的に対等なる関係が構成されたわけではない。右少史讃岐当世が「大臣糾彈正彈不当者。召台官人於官令彈者。」とするように、それは当時の一般的見解というに等しかったと言えよう。

つぎに、彈正台の自浄能力であるが、この点については彈正式に「尹若有犯者。弼以下忠以上。共判奏彈。其彈正之内有非違者。各相彈之」とみえ、また鬪訟律は「糾彈之官、挾私彈事不実」の場合、誣告反坐規定を適用している。御史台同様、一定の自浄作用が用意されていたとみてよいであろう。

なお付言すれば、台の断決権はけっして準裁判権の域を出るものではなかった。このことは、唐律疏議が「即糾彈之官。謂提令応合糾彈者。若有憎惡前人。或朋党親戚。挾私飾詐。妄作糾彈。並同誣告之律」とし、また官司出入人罪について「与誣告之法不同」としていることから明白である。すなわち、台は実質的な意味での裁判機関と言うことはできないであろう。

以上に述べた如く、彈正台は形式上一定の範囲において唐制を継受したといえるが、それ本来の糾彈機能は事實上機能不全に陥っていた可能性が大きい。「官位已輕人不敢畏自今以後改為從三位官」とした天平宝字三年七月の勅や、「⁽¹²⁾ 応諸司三度以上不参台喚並不并申勘事者停給季祿事」とした貞観十八年七月の太政官符は、⁽¹³⁾ 暗にこのことを物語っていると見えよう。

むしろ、彈正台が実際に担った主たる職掌は「肅正風俗」であったと考えられる。武光氏も指摘されるように、延

喜弾正式の大半が官僚の礼儀に関連する内容であることから推して、台の實質的機能は礼教の面において發揮されたにちがいない⁽¹⁴⁾。

その一つの証左は、大同三年正月の内礼司の併合である。職員令内礼司条義解は、内礼司の職掌を門籍内の礼儀とし、門外の礼儀を担う彈正台及び式部省との管轄区分を明確に示している。これを、大同三年格は「思欲省司合吏少牧多羊致人務於清閑期官寮於簡要⁽¹⁵⁾」として、統合に踏み切った。すなわち、これは彈正台と内礼司の職掌が同質のものであったために他ならず、結果的に台の礼教機能はさらに拡張されたといえよう。

奈良朝後期から平安朝初期にかけて台の機能は礼教機能に集約されていったように思考される。そもそも、当代日本にあって、「肅正風俗」とは職員令彈正台条古記が「但此条。風俗之字訓者。法也。式也。」とするように、礼教には官僚の綱紀肅正の意味あい⁽¹⁶⁾が濃厚であったために、平安朝になると彈正台官人が「礼儀」と「非違」の区別すらつかない事態が生じたのである。承和六年閏正月には、「礼儀非違。此之両義。未得分析。假令。非礼儀非議非法非正之義。惣而論之。是可一也」という彈正台の諮問に中原敏久らが「礼儀非違。其号不同。所掌亦異。」等々と答える有様であった。

こうした彈正台の機能にみられる集約傾向は、彈正台官人の補任の面からも検討可能であろう。次章においては、さらにこの点について考察を加えることとしたい。

(1) 律令太政官制と天皇制との関係は、本来政治的拮抗関係であるがために、相対的かつ流動的である。この点に関する従前の研究史とその問題整理については、佐藤宗諱「律令太政官制と天皇」(『大系日本国家史・古代』、東京大学出版会、昭和五十五年)から示唆を得た。大宝令制成立の背景については、長山泰孝「三、政治の起伏」(直木孝次郎編『古代を考える・奈良』、吉川弘文館、昭和六十年)を参照。

(2) 利光三津夫「統律令制とその周辺」(慶應義塾大学法学研究会叢書、昭和四十八年)一二二頁。

(3) 石尾芳久「日本古代法の研究」(法律文化社、昭和三十四年)一〇六頁―一二〇頁。

- (4) 『律令』（日本思想大系3、岩波書店）、公式令奏彈式条・補注8a、六四四頁―六四五頁。
- (5) 延喜式卷第四十一（九〇五頁以下）に詳細な規定がみえる。
- (6) 『律令』、六四五頁。
- (7) 彈正台が官僚を奏彈した事例は管見の限り皆無に等しい。武光氏は前掲論文において、同様の指摘をされ、「令に規定された彈正台による不正の摘発は実際には行なわれなかったのではないか」との疑問を呈された（四十九頁）。
- (8) 衛禁律私度闕条には、「即被枉徒罪以上。抑屈不申。及使人覆訟。不与理者。聽於近闕国郡具状申訴。所在官司。即准状申太政官。仍通送至京。」の条文がみえるが律疏にも「付彈正」とはみえない。しかし、運用上実際には太政官は彈正台下して推問せしめたと考えられる。
- (9) 武光前掲論文、四十九頁。
- (10) 奈良朝後期において、官人の害政、抑屈の申訴は、弁官が担当するにしても、実際に取り上げられることが少なかったために、改めて庶民の訴えを聞く窓口を設け、彈正台の間接的関与の道を求めたのであろう。
- (11) これは、「問。式云。彈親王及左右大臣者。弼以上在台座。而遣忠若巡察一人於堂上彈之。又云。彈正不得彈太政大臣。太政大臣得彈彈正。其左右大臣与彈正若有非違者。各得相彈者。今依此文。彈正有非違者。大臣可彈者。令何人彈。具示指南」に答えたものである（『政事要略』卷六十一、糾彈雜事）。
- (12) 『類聚三代格・前編』二二〇頁。
- (13) 『類聚三代格・後編』六四三頁。
- (14) 大饗亮氏は、「彈正台の任務は、唐の御史台、「大夫」の職掌にある如く（唐六典、元來官務上の非違を糾して、政治の円滑な運用を目的としたのであるが、（中略）日本では官吏の糾弾が行われることが比較的少なかったため、むしろ上述の如き儀礼的形式的な官人の坐作進退、身分的節度に重点がおかれたのであろう。」とされる（同『律令制下の司法と警察」、大学教育社、昭和五十四年）。
- (15) 『類聚三代格・前編』一五七頁―一五八頁。
- (16) 『政事要略』卷六十一、糾彈雜事。

表1 彈正尹・弼の補任（奈良朝）

	尹	弼	
慶雲	4 衣縫王	県犬養石次	
和銅	1 大石王		
	6 大伴道足		
養老	5 大野王		
神亀	2 大伴道足 (再任)		
天平	2 酒部王		
	9 御原王		
	15		紀小緝
	18 船王		
天平勝宝	8 池田王		
天平宝字	1 文室大市	石川人麻呂 豊野篠原 大伴不破麻呂	
	3 池田王 (再任)		
神護景雲	1		
	2		
	3 藤原楓麻呂		
宝亀	1 藤原弟繩		
	3		賀茂大川 大伴東人 文室水通
	5		
	10		
天応	1 高倉福信		大原美氣 文室八嶋 紀登麻理 文室波多麻呂
延暦	4 神王		
	5		
	8		
	9		
	8		
	10		

表2 彈正尹・弼の氏姓別構成（奈良朝）

	尹	弼	計
親王・諸王	9	0	9
文室氏	1	3	4
大伴氏	1	2	3
藤原氏	2	0	2
紀氏	0	2	2
県犬養氏	0	1	1
石川氏	0	1	1
賀茂氏	0	1	1
豊野氏	0	1	1
大原氏	0	1	1
計	13	12	25

本章においては、彈正台の実際上の性格を把握すべく、その補任の面に焦点をあてることにしたい。⁽¹⁾
 まず尹の補任であるが、表1の如く、奈良時代を通じて十五代、十三人の尹の任命が確認されている。このうち、大伴道足（和銅六年、神亀二年、池田王（天平勝宝八年、天平宝字三年）の二人は再任されている。全体として、親王、諸王が九人と半数以上を占めたことは、同職が一応は重職とされながら、半面進名譽職たる性格を合わせもっていたことを窺わしめるに十分であろう。氏姓別構成は、表2の如く、藤原氏二、大伴、文室両氏一で、後述の弼をも含めると、文室氏（四）、大伴氏（三）からの登用がめだっている。もっとも、文室大市は二品長親王の第七子、大市王に他ならず、賜姓されて臣籍に下ったのであるから、前述の如き同職の性格をさらに強めるものと言わねばならない。

四、彈正台の構成

各尹の位階をみると、令制の官位相当が従四位上（天平宝字三年より従三位）であるのに対し、実際は正三位一、従三位一、正四位下二、従四位上三、従四位下四、正五位上二の構成で、かなりの幅が存する。

尹の在任期間は、任免年月に不詳の者が多く推定の域を出ないが、特定しうる範囲からは不定期的任免が想定され、その時々々の政治情勢が微妙に投影したものと考えられる。後に詳述するが、宝亀年間の頻繁な交替を除けば、弼人事にくらべその任期は安定していると言えよう。⁽²⁾

次に尹の性格を考察するために、尹一人一人の閲歴を概観しておくことにする。⁽³⁾

衣縫王——藤原京造京司、越智山陵营造使を経て後、彈正尹となり、慶雲四年十月、在任中に卒した。

大石王——山科山陵造使、河内守を経て、和銅元年三月、彈正尹に任じ、その後摂津大夫を歴任した。

大伴道足——讃岐守を歴任後、和銅六年八月、彈正尹に就任し、その後民部大輔に転じ神龜二年再び尹に任じられた。また大伴系図によれば、天平十三年薨去に際し、参議、右大弁の任にあったとされる。

大野王——靈龜二年四月、彈正尹に就任、天平九年七月に卒す。

酒部王——天平元年二月、彈正尹に就任、同十年十月に卒す。

御原王——天平九年十二月、彈正尹に任じ、同十二年九月、伊勢大神宮奉幣使、治部卿を兼ねる。後に中務卿を歴任する。
船王——天平十八年、彈正尹となり、その後治部卿、太宰帥、香椎廟奉幣使等を歴任した。

池田王——皇太后葬送造山司、畿内巡察使等を経て、彈正尹に就任し、その後刑部卿伊勢幣使、摂津大夫等を歴任した。

文室大市——伊勢守、刑部卿、内匠頭、大藏卿を経て、天平宝字元年六月、彈正尹に就任した。その後、節部卿、民部卿を経て、天平神護二年七月参議となり中務卿、称徳帝崩御装束司等を兼ね、宝亀二年七月、大納言として彈正尹に再任される。その後、治部卿、中務卿を歴任した。

藤原楓麻呂——東海道巡察使、大判事、右大弁等を経て、宝亀元年八月、称徳帝装束司となり、このとき彈正尹の職にあった。楓麻呂は諸国の国司を多く歴任しており、最後は参議兼大藏卿の任にあった。

藤原弟縄——豊成の第三子である弟縄は、大藏大輔、大伴事等を経て、宝亀三年四月、彈正尹となり、その後参議兼刑部卿を

歴任した。

高倉福信——紫微少弼、聖武帝大葬山作司、信部大輔、内匠頭、称徳帝装束司等を経て天応元年五月彈正尹に任じた。

神王——左大舍人頭、参議兼大藏卿を経て、延暦四年五月、彈正尹に就任、その後皇太后、皇后の御葬司を経て、大納言から右大臣へ昇った。

当代官司の補任は、一定の範囲において、適材適所主義が貫かれていたと言われる。ここにいう適材適所主義とは、当該官司の職掌上の専門性を基準としていることは言うまでもない。しかるに、先学の研究が指摘するように、当代官司にあっては、令制上に規定される職掌が実際上の職掌と必ずしも一致するとは言い難い。従って反対に、任官者の閱歴中に共通せる専門性に着目することによって、実際上の職掌を推断する必要がある。

彈正尹歴任者の閱歴中、第一に注目されるのは、装束司の歴任である。文室大市、藤原楓麻呂、高倉福信は、いづれも宝亀元年八月の称徳天皇大葬に祭して、装束司を勤めている。

装束司については、延喜式太政官式に左の四条がみえている。

- (一) 凡踐 大嘗年。十月下旬天皇臨川禊潔而齊。預令陰陽寮勘申禊日。前廿許日装束司并次第司。御装束司長官。^三次官一人。^五五位判官二人。一人主典二人。^六並六位次第司御長官一人。^三次官一人。^五判官二人。^史一人主典二人。^六並六位御後亦准此。前五日大臣及参議已上。定五位以上応陪從并留守歴名奏聞。訖下式部及装束次第等司。

- (二) 凡天皇初即位者。定伊勢太神宮齊内親王。簡未嫁者令所司卜。

訖卜宮城内便処為初齊院。祓潔而入。更卜城外淨野。造齊宮畢。明年八月上旬。卜吉日祓潔而移入之。太政官定從行五位以上名數。前十日人前後次第司。各長官一人。^五判官主典各一人。^六以下。依時尅出自初齊院。臨川上禊潔既入野宮。^{事見齊潔齊三年五月以前。任齊宮寮官人及主神司。其諸司七月以前任之。即依例准擬庶事。九月上旬卜定吉日。向伊勢太神宮。預任装束司。五位二人。一人神祇部以上。一人神祇部以下。六位以下四人。神祇部并官史。參議中納言。并史各齊王臨川禊之。如入理}

宮禊儀。^{事見儀式。}

(三) 凡行幸心経句者。弁史各一人。左右史生各二人。官掌一人陪從。若不経宿者。減左右史生各一人。預択行日弁備庶事。前三数十日臨時。定造行宮使使人官品臨時。任裝束司。長官一人。三次官二人。五判官三人。主典三人。並六位。任前後次第司御前長官一人。三次官一人。五判官二人。主典二人。並六位。御後亦准此。奏聞。又預定陪從留守五位以上。時人數臨時。差使檢校行宮。前三十余日仰下諸國。令進國飼御馬。左右教養馬。左右馬寮用諸國所貢駿駒。御馬察定之。左右馬寮御馬放近牧者。仰京職諸國。令進擔夫。其數臨時。前五六日仰大藏儲祿料純布等。令運取使処。又給陪從五位以上朝服及袍形。其覆太政官印櫃皮。并擔夫二人。及黄衫者。裝束司充之。事畢返上。(略)

(四) 凡親王及大臣薨。即任裝束司及山作司或任主行所及山作所。輕重。送葬之日。勅使二人。一人持詔書。一人持位記若無贈位者。一人持贈物數其使人位隨隨亡者高下。就第弔贈。

其中納言以上及妃夫人薨時。弔亦准此。事見儀式

踐祚大嘗祭の年の十月、天皇は御禊の行幸を行うが、その禊日の二十日程前に装束司並びに次第司が任命される。装束司は長官以下六名より構成される。また即位に際しての齊内親王伊勢大神宮参詣において、六名の装束司の任命がなされる。その内訳は、五位官たる神祇副以上一人、左右少弁以上一人、その他神祇祐、弁官史、縫殿允、諸司主典の六位の構成である。

装束司はまた、十日をこえる行幸に際しても、造行宮使ともども任命され、長官以下九名で構成される。その際、装束司は太政官の印櫃を覆う皮、黄衫、そして擔夫二人の調達を担った。さらに、装束司は親王、大臣の薨去に際しても山作司とともに任命された。

これを要するに、装束司の職掌は種々儀式的装束及び舗設にあったと言えよう。因に、奈良朝において任命された装束司を追跡してみると、諸王並びに有力氏族の出身者からなる構成であったことが知られる。

一方、御原王、船王、池田王はいずれも奉幣使を歴任している。例えば、御原王については、統紀天平十二年九月乙未条に「遣治部卿從四位上三原王等、奉幣帛於伊勢大神宮」とみえ、王が神嘗祭の幣帛使を勤めたことが知られる。

池田王は天平宝字二年八月、摂津大夫として伊勢幣使を勤め、船王もまた天平宝字三年八月、香椎廟奉幣使として発遣せられた。

周知の如く、奉幣使は伊勢神宮における毎秋の神嘗祭や大嘗祭に際して発遣されるものであるが、貞観儀式や延喜式によれば、諸王五位以下一人、中臣一人、忌部一人等々が任命される。言うまでもなく、これら祭儀は天皇自ら大極殿に幣帛使を召して発遣するのであるから、その任にあたる者はよく儀礼に通じたる者が採られたであろうことは想像に難くない。

なお、こうした装束司、奉幣使の経歴は、奈良朝後期に尹を襲った者に多いのが特徴である。このことは、礼教という彈正台の一つの職能が天平年間後期以降固定化したことを示しているであろう。

このほか、衣縫王の越智山陵营造使、大石王の山科山陵营造使、池田王の皇太后葬送造山使、高倉福信の聖武天皇大葬山作司、⁽⁵⁾神王の周忌斎会司、皇后御葬司等の閥歴もほぼ同様なる理由から注目に値しよう。⁽⁶⁾

尹補任者はまた、信部卿（中務卿）、治部卿、刑部卿を歴任した者が多い。すなわち、中務卿は「贊相礼儀」のことを掌り、治部卿は「葬送」を職掌とする。刑部卿は彈正台のもの一つの職掌である官吏の非違奏彈とのかかわりが想定しうるであろう。⁽⁷⁾

以上の如く、尹補任者一人一人についてその閥歴を検討してゆくと、親王を多く含むためもあるが、葬送や礼儀に関する官職を歴任してきた者がことのほか多く含まれていることが明らかとなった。従って、尹補任の側面からみる限り、彈正尹の実際上の職務のうち官吏の礼教が多分の重要性をもっていたことが十分思考せられるのである。

つぎに、弼についても同様な側面から考察してみよう。表1にみえる如く、同時期を通じて十二人の弼が任命されている。尹とは異なり、皇親はみえず、わずかに臣に下った篠原王（豊野篠原）がいるにすぎない。

氏姓別構成は、表2の如く、文室氏の三人を筆頭に大伴、紀両氏各二人、県犬養、石川、賀茂、豊野、大原の各氏

各一人がこれについている。

位階に目を転ずると、文室八嶋の従五位上、文室波多麻呂の正五位下を除き、他はみな従五位下で、全体として令制の規定する正五位下を下回っている。

史料にみえる弼の初出は養老四年十月任官の泉大養石次であり、慶雲期から養老中期まで、尹でいえば最初の三代（衣縫王、大石王、大伴道足）の間の補任は未詳である。弼の在任期間についても、その退任期が特定しえない事例が多く、従ってその間に空席期間や再任期間をはさんでいる可能性なしとしないが、全体として尹にくらべその期間は著しく不規則となっていたと推定される。尹の場合と同様、称徳、光仁朝に当たると天平神護、神護景雲、宝亀の各期には、石川人麻呂、豊野篠原、大伴不破麻呂、賀茂大川らのあいづく任官が知られている。

つぎに、弼についてもその一人一人について閲歴を概観してみよう。

泉大養石次——彈正弼歴任後、播磨行幸装束司、右少弁を経て、天平五年十二月少納言となり、さらに同十一年四月には参議兼式部大輔となった。

紀小絹——彈正弼歴任後、太宰少貳、兵部少輔、山背守、東海道巡察使を歴任した。天平勝宝六年七月の光明皇太后の葬儀に際しては、装束司を勤めた。

石川人麻呂——彈正少弼歴任後、大蔵少輔、式部少輔、大和検税使等を経て、宝亀八年正月伊豆守に就任した。

豊野篠原——篠原王。天平宝字元年閏八月豊野真人の姓を賜わる。大膳亮、外衛中将を経て、景雲二年七月彈正弼に就任した。

大伴不破麻呂——彈正弼歴任後、美作介、大蔵大輔、信濃守等を勤めた。その間、宝亀元年八月、称徳天皇大葬の御後次第司次官を勤める。

賀茂大川——大監物、内匠助、木工助等を経て、宝亀三年四月彈正弼に就任した。その後、内臈助、神祇大副、大蔵少輔等を歴任した。

大伴東人——天平宝字七年正月、式部少輔を経て、少納言に就任する。その後、散位助、周防守を経て、宝龜五年三月彈正弼となる。

文室水通——相模介、典業頭、安芸守を経て、宝龜十年十一月、彈正弼に就任した。その後、延暦五年二月大藏大輔となる。

大原美気——右大舎人助、美作守を経て、延暦五年二月彈正弼に就任した。その後諸陵頭、大膳大夫を歴任した。

文室八嶋——天応元年十二月、光仁帝崩御に際し作方相司を勤め、延暦八年三月彈正弼となり、その後中宮高野新笠崩御に際し山作司を勤めた。そして翌年正月には中宮周忌御齋会司となり、同閏三月皇后藤原乙牟漏崩御に際し、山作司を勤めた。

紀登麻理——彈正弼のほか、雅楽頭等を歴任した。

文室波多麻呂——天平宝字十年正月、彈正弼に就任したほか、皇后藤原乙牟漏や桓武天皇の大葬に際して山作司を勤め、雅楽頭も長くこれを兼ねた。

弼の閲歴についても、尹の場合と同様、特に葬儀、礼教にかかわる職歴が目される。梶大養石次の播磨行幸装束司、紀小緝の光明皇太后大葬御後次第次官、文室八嶋の光仁帝葬送作方相司、中宮高野新笠山作司・齋会司、文室波多麻呂の桓武天皇大葬山作司等、枚挙にいとまがない。先述のように、尹弼の閲歴からは、台の儀礼司的側面が浮き彫りとされるのである。ただし、ここに一言せねばならないのは、こうした役職への補任が彈正台官人就任の前歴、後歴、ないし兼任としてみられることである。このことは、彈正台の尹や弼に儀礼に関する素養が求められたと同様に、該職を経ることがその素養修得の機会と解されていたことを示していると言わねばならないであろう。

(1) 本章の執筆に当っては、主として『続日本紀』、『公卿補任』、『大日本古文书』、『寧楽遺文』等に拠った。

(2) 官人補任の分析を通じて官司の性格を把握する方法に関しては、とくに小林敏男「中務省に関する諸問題(上)(下)」、『古代文化』二十九—三十一、三十二から多くの示唆を得た。

(3) 尹各人の主要職歴を網羅した。なお、在任期間については、特定しえないものも少なくないが、諸資料から推定しうるものはこれを探ることとした。

(4) 同時代の補任行政については、撰津職の性格をめぐる澁川政次郎氏説を補任の面より実証した利光三津夫「撰津職の補任について」がある。同氏は、その所論において、撰津職の本務を外交的職務に求めるべきことを補任表の提示によって明らかにされた。その際は、この時代においては、限られた範囲において、適材適所主義の原則は、守られているのであって、多少の例外はこれを看過し、全体としてその才能ある人が数多くその職に任ぜられておれば、その職は、その才能を必要とする職務であったと推断してよい。」との見解を示されている。

(5) ここにみえる山作司も、天皇、皇后、親王らの葬儀に際し任命される御葬司の一つで、山陵の造営を用務とした。因に、奈良朝に山作司に補任された者は左表の通りである。

・天平二十年四月 從三位 三原王

從四位上 石川王・道祖王

從四位下 紀飯麻呂・吉備真備

・天平勝宝八歳五月 從三位 多治比広足・百濟王敬福

正四位下 塩焼王・大伴古麻呂

從四位上 高麗福信

從四位下 山背王

正五位上 佐伯今毛人

從五位下 小野田守・大伴伯麻呂

・天応元年十二月 從三位 大伴家持・高倉福信

從四位下 吉備泉・石川豊人

正五位下 大神末足・紀犬養

從五位上 文室高嶋

從五位下 文室子老・紀継成・多治比浜成

(6) 本文に示したほか、統紀には天平神護元年九月条に「以從二位藤原朝臣永手。正三位吉備朝臣真備。為御東司長官。從四位下高丘連比良麻呂。從五位上豊野真人出雲。大伴宿祢伯麻呂為次官。判官四人。主典四人。」、また延暦三年十月条に「任御装束司并前後次第司。為幸長岡宮也。」とみえる。

(7) 刑部省の性格及び職掌については稿を改めて論ずることとしたい。

(六位以下、八人)

(六位以下、二十人)

(六位以下、九人)

五、結 び

上述の如く、唐御史台は訴追機関ないしは裁判監視機関としての強力な司法権を有すると同時に、高度の自浄能力を備えた皇帝直属の官吏監督機関であり、副次的とはいえ礼教機能も合わせもっていた。

これに対し、彈正台は一応自浄能力を備えながらも、立法時より上級官人に対する糾弾権を巧みに制限され、また杖罪以下の断決権を保持しつつも官人の害政を摘発する権限も早くに剝奪され、その糾弾機能は事実上有名無実のものとしていた。一方、彈正台のもう一つの機能である礼教機能が官人社会の綱紀肅正の面より次第に強化されていたことは、台の補任の面からも容易に裏付けられるところである。しかるに、当代官司制度の特質として、彈正台の上級官人と下級官人との間に実際上の役割分担が存在した可能性もけつして否定しざることはできない。従って、今後の課題は、史料上の制約はあるにしても、できうる限り下級官人の構成と動向を究明することであろう。

また、平安朝における彈正台の機能を理解する際、まず檢非違使の成立がもたらした影響について検討することが不可欠であろう。平安初期においては、「彈正檢非違使政相通事」(檢非違使雜事上)との関係の下に、檢非違使式が「使之所掌。准彈正彈事。并依臨時宣旨行之。」とするように、相互に独立しながら「彈事」についてのみ上下關係を構成していたと考えられる。⁽¹⁾

しかし、いわゆる職原抄が示す如き台職掌の檢非違使による吸収という事態はかなり後世のことに属し、当初は一応西宮記にみえるような役割分担が存在した。⁽²⁾これが、台の形骸化、使の發展へと進んでいく上で、とりわけ重要なものは、前者における追捕権の不備と後者による追捕権の獲得であろう。檢非違使にはそもそも、悪化する一方の京の治安に対処すべき臨戦的機能が期待されたのであり、このことは、台が次第に巡察彈正を減員するのとは対照的に、使が「犯人逃走、姦盜隱遁」の場合「隨時追捕、立為永例」とされた点に端的に表れていると言わねばならない。⁽³⁾

以上、本稿では奈良朝を通じて、弾正台が礼教機関としての性格を強めつつあったことを確認したが、さらに平安朝以降の展開については稿を改めて検討することとしたい。

(1) 大饗前掲書、五八頁―六一頁。

(2) 『西宮記』卷十三、宣旨。

(3) 『続日本後紀』国史大系、承和六年六月六日条。